

1日千円支給「なんでだべ」

桐生市生活保護費

ハローワークの判子、職探しの証拠に

桐生市から生活保護を受けている50代の男性は今年7月に支給が決まった後、約2カ月間、ハローワークに通ったことを証明して一日に1千円ずつ支給されていた。通常、生活保護費は1カ月分支給される。市は「本人の同意を得た」と説明するが、男性は「確認されたことはない。おかしいとは思っていた」と市の対応に不信感を抱いていたという。

支給満額に届かず

男性は21日、支援を受ける群馬司法書士会の仲道宗弘副会長と市役所で会見した。男性は複数の持病があり、定職に就くことが難しかった。

7月に生活保護を申請して支給が決まったが、職員から「あなたの場合は一日1千円ずつ」と言われた。「なんでだべ。1千円じゃ生活できない」と疑問を示して理由を聞いたが、「いきなり法律をうたってきて、ずぶの素人には分かりっこなかった」と憤った。ハローワークへ通うために購入した定期券を使い、毎日職探しに出た。ハローワークで判子をもらってか

受け取るはずが、10月11日までに男性が得たのは10万3千円。

10月12日、仲道副会長の指摘を受けて、市は不足分の13万4180円を男性に渡した。11月分は全額を受け取った。

仲道副会長は「ラジオ体操のように毎日判子をもらわせて、おかしい」と厳しく批判する。群馬司法書士会がこの日、市に出した要請書では「生活保護水準を大きく下回る生活を男性に

前渡し定められており違法

生活保護制度に詳しい立命館大・桜井啓太准教授の話、生活保護費は通常1カ月分の前渡しで法律で定められており、桐生市のやり方が違法だという指摘はその通りだ。ハローワークに毎日行くという条件付けも、就労への効果は薄く、この生活指導は個人への嫌がらせといった側面が強い。個人の金銭を公務員が管

強いている「憲法および法で規定された生活保護基準を逸脱することなく適法に運用するよう、改善を強く求める」とした。

仲道副会長はまた、「桐生市内には男性のように（正しい額が）未支給となっている人がいるかもしれない。理不尽な思いをしているならぜひ相談してほしい」とした。

厚生労働省保護課によると、受給者が認知症の場合など事情に応じて分割支給する例はあるという。今回の件について「保護費を先に渡した上で就労を促すやり方もある」としている。

（川村さゆり）



会場で話す生活保護受給者の男性（左） 桐生市役所

生活保護 1日1000円手渡し

桐生市 50代男性 全額支給せず



会場で「納得がいけない」と訴える男性(左)
桐生市役所で

桐生市が生活保護を受給する50代の男性に
対して1日1000円ずつ生活保護費を手渡し
し全額支給していなかったとして、群馬司法
書士会が21日、荒木恵司市長宛てに運用改善
を求める要請書を提出した。求職活動を支給
の条件とし、ハローワークに行ったか確認す
るため職員の印鑑が押してある書面の提示を
窓口で求めていた。市は男性に渡していなか
った13万4180円を支払った。【大澤孝一】

同会が提出後に記者 千円程度しか支給して
会見した。要請書によ
いと、男性は7月26日
に生活保護を申請。8
月18日から支給が始ま
った。支給額は月額約
7万円と決まったが、
1日1000円を窓口
で手渡し、月に3万数
男性は「1日1000

0円では生活が厳し
い。分割の支払いも納
得がいけない。病気の
治療で通院もしている
ので、毎日ハローワー
クに通い詰めになるの
はストレスだった」と
話した。

仲道副会長は「交渉
の際、一括支給すると
すぐに使ってしまうの
で、生活指導の意味を
込めて求職活動を条件
に支給していたと市側
から説明された」と述
べ、「支給額が決めら
れた基準を下回ること
や、一定の条件を付す
ことは憲法と生活保護
法に反している」と指
摘。今後、訴訟を検討
するという。

市の担当者は、男性
に支給額の全額を手
渡していなかったこと
を認め、「分割支給に
関して本人に口頭で説

明し、了解してもらえ
たと思っていたが、理
解を得られていなか
ったことが要請書に
より分かった。今後は
受給者との相談や決
定事項を書面化して理
解を求めるなど検討
していきたい」と話し
た。

花園大学の吉永純教
授(公的扶助論)は「生
活保護費は受給者の1
カ月単位の生活を保障
するもので、まれに分
割支給もあり得るが、
当月未までに満額を支
給するのが大原則。こ
のような対応をした市
の責任は重大だ。自立
した生活のための基礎
的な支援なので、求職
を条件にした支給など
はあり得ない。市のや
り方は生活保護法違反
の疑いがある」と指摘
している。

生活保護「1日1000円」一方的に

桐生市満額支給せず 男性 訴訟検討

群馬県桐生市が50代男性に、生活保護費を1日千円ずつ手渡して満額支給しなかった問題で、男性が21日、市内で記者会見し、「1日千円では生活できない」とケースワーカーに言っても、一方的に分割された」と主張した。男性側は、国家賠償請求訴訟を検討していることを明らかにした。

(小松田健一)

市「本人も同意」

◆ 男性への生活保護費を巡る経過

- 7月 桐生市に生活保護を申請
 - 8月 月額約7万1千円の支給が決定。原則、1日千円ずつ窓口で手渡される
- | | |
|--------|----------------|
| 支給額 | 8月3万3千円(3万8千円) |
| (未支給額) | 9月3万8千円(3万3千円) |
- 10月 司法書士とともに市福祉事務所を訪ね、8～10月の未支給分を受け取る

男性は糖尿病を患い、生活に困窮して今年7月に生活保護を申請。8月に月額約7万1千円の支給が決定した。市は男性に、毎日の求職活動状況を書面で提出するよう求め、ハローワーク担当者の押印が書面にあるのを確認後、千円を手渡したという。

金曜日(11月17日)は週末分を含め3千円、光熱費や携帯電話料金は請求書を提示すれば別途支給されたが、支給額は合計で8月が3万3千円、

9月も3万8千円にとどまった。男性は司法書士と市福祉事務所を訪ね、未支給分を10月に受け取った。

男性は「仕事を毎日探しても、パートタイムしか見つからなかった。ケースワーカーには「フルタイムの仕事に就かなければ、生活保護を打ち切る」と言われた」とも明かした。会見に同席した男性の代理人の仲

道宗弘司法書士は「市の対応は生活保護の目的である利用者の自立を妨げる。弁護士と相談し、国賠訴訟も検討している」と述べた。

仲道氏は同日、群馬司法書士会として運用改善を市に申し入れた。市福祉課の小山貴之課長は取材に「受給者の事情に沿って対応している。本人の同意を得て分割し、決定額に満たなかった分を市が預かったという認識だ。申し入れは真摯に受け止める」と話した。

県健康福祉部は「日割りで支給は生活に支障をきたし、不適切と考える。市に状況を確認したい」としている。

人権侵害の疑い

吉永純・花園大教授(公的扶助論)の話 仮に合意を得ていたとしても満額を支給しなかったのは、男性の最低生活費を侵害するあつてはならない対応で、生活保護法違反の疑いが強く人権侵害だ。市は同法に基づく指導と主張するが、食つや食わずの状態での就労指導は問題だ。フルタイムの仕事に就かなければ支給を打ち切るというのも問題で、現在の雇用情勢だと50代では非常にハードルが高い。

「1日1000円支給 同意していない」

桐生・生活扶助費 問題で男性ら会見

桐生市の50代男性が生活扶助費を市から適切に受け取れなかったと訴えている問題で、男性らが21日、市役所で会見した。月約7万円の支給認定を受けていたが、ハローワークに行くことを条件に1日千円、月々の全額を受け取れなかったと説明し、男性は「こうした支給に同意していない」と述べた。

市は生活指導の一環で、男性から口答で同意を得て扶助費を管理していたとし、上で「今後は同意について書面に残したい」としている。

男性側によると、8月か生活保護費を受給。市は1日千円を窓口で手渡す際、求職活動したことを示す書面の提示を求めた。10日12日に男性が司法書士と市役所を訪れ是正を求める。未支給分の13万418

0円が全額支払われた。11月分の支給分は一括支給された。

今回の問題で群馬司法書士会が生活保護の運用改善を求める要請書を市に提出した。会見に同席した仲道宗弘副会長によると、市に生活指導の権限はあり、分割支給するケースもあるが、ハローワークに行かなければ支給しないと捉えられるような対応と最低限度以下の支給額は「違法と言えり」と指摘。法的措置も検討しているとした。

市福祉課は「要請書が出たことについては、説明責任を果たしていなかったと真摯に受け止めた」とした。

事前審査に2陣営

邑楽町長選

任期満了に伴う邑楽町長選(11月28日告示、12月3日投票)の立候補届け出関係書類の事前審査が21日、町役場で行われた。元町企画課長で新人の橋本光規氏(50)＝赤堀＝と現職の金子正一氏(80)＝中野＝の2陣営が出席した。

【おとわり】連載「心の譜」は休みました。

生活扶助費支給 運用改善求める

桐生市に要請

群馬司法書士会(小和田大輔会長)は21日、桐生市が50歳代の男性に2か月余り生活扶助費を全額支給していなかったとして、同市に運用改善を求める要請書を提出した。

要請書によると、男性は7月に市福祉事務所に生活保護を申請し、支給額は月

約7万円と決定したが、市側は市役所窓口で1日1000円ずつ支給した。同会は要請書の中で、「1か月で3万円程度にしかならない」などと指摘。市は10月、同会の指摘を受け未支給分を男性に支払ったという。

同市福祉課は「分割支給と、1日あたりの支給額について、男性から同意を得ていた」と主張している。

これに対し、男性は同会が21日に開いた記者会見に同席し、「(市側との)同意について聞いていない」と主張した。

山本 茂

